

豊後高田保健部

(第1面)

00008

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和3年6月28日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住所 大分県 豊後 高田市 松行 2-1

氏名 矢野 康紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	矢野 牧場
事業場の所在地	大分県 豊後 高田市 松行
事業の種類	01 農業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	0.4t 3285 t	全処理委託量	0.4t 3285 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投人処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

3-6.28



00008

計画の実施状況

動物の死体

(産業廃棄物の種類)

不燃物等再生利用

有価物質

自ら直接
再生利用率

自ら中間処理した後
再生利用率

⑧

無山廃
0、47

自ら直接
再生利用率

⑨

有価物質
0、47

自ら中間処理
した後

⑩

自ら直接
再生利用率

⑪

自ら中間処理した後
再生利用率

⑫

有価物質
0、47

自ら中間処理した後
再生利用率

⑬

有価物質
0、47

自ら中間処理した後
再生利用率

⑭

⑮のうち再生利用率
算定へ行う量

⑯のうち中間処理した後
再生利用率

⑰のうち中間処理した後
再生利用率

⑱のうち中間処理した後
再生利用率

⑲

(第2面)

000008

計画の実施状況
(産業廃棄物の種類: 動物の死骸)

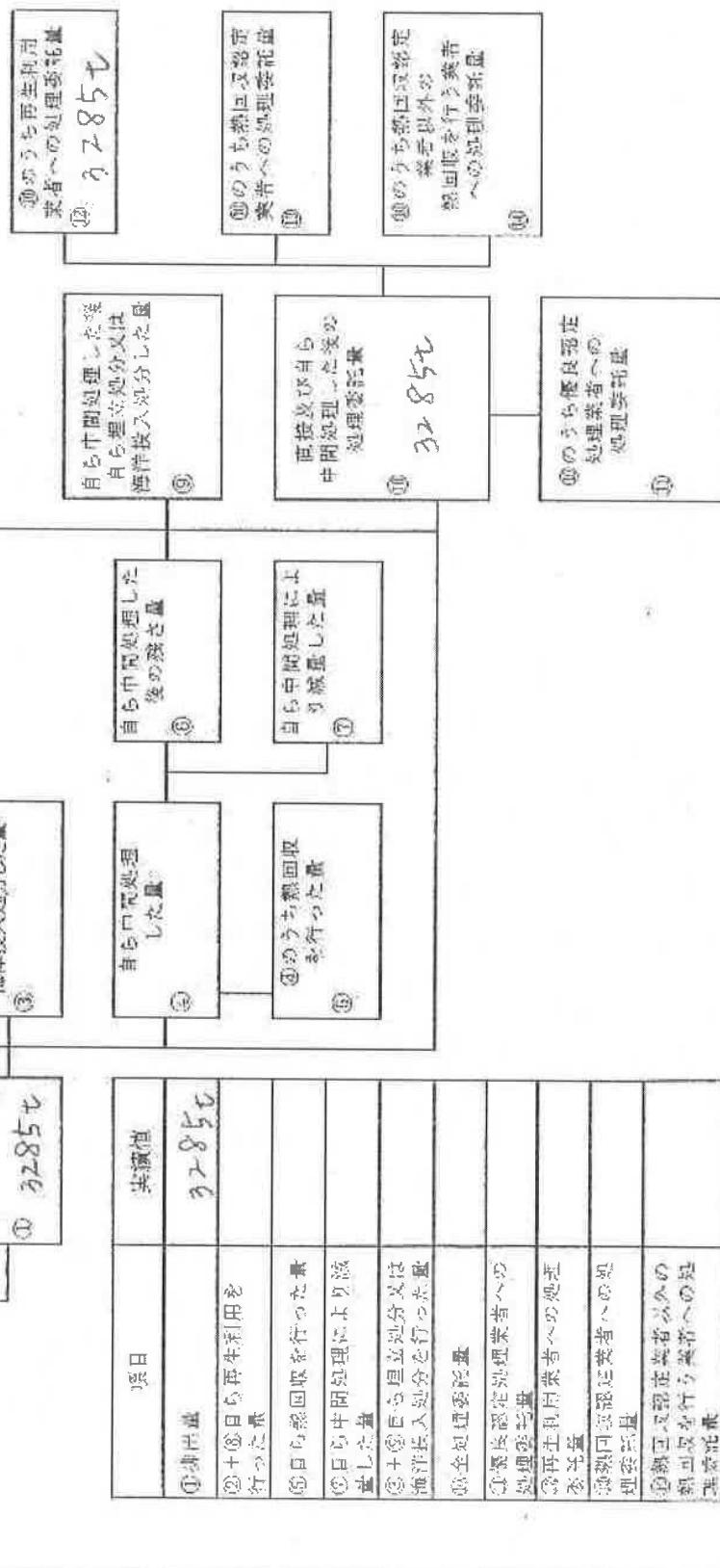
有償処理量
排出量

不要樹等発生量

①排出量
②+③再生利用を行った量
④自ら回収を行った量
⑤自ら中間処理により減量した量
⑥自ら立地区分又は海上搬入処分を行った量
⑦完全処理業者へ処理手数料
⑧原土糞肥料者への処理委託量
⑨燃焼回収業者への処理委託量
⑩搬出業者への処理委託量

①排出量
②自ら回収した量
③自ら中間処理を行った量
④自ら回収を行った量
⑤自ら中間処理に上り減量した量
⑥自ら中間処理した後の残さ量
⑦自ら中間処理した後再利用した量
⑧自ら中間処理した後再利用した量
⑨自ら中間処理した後再利用した量
⑩自ら中間処理した後再利用した量

①排出量
②自ら回収した量
③自ら中間処理した後再利用した量
④自ら中間処理した後再利用した量
⑤自ら中間処理した後再利用した量
⑥自ら中間処理した後再利用した量
⑦自ら中間処理した後再利用した量
⑧自ら中間処理した後再利用した量
⑨自ら中間処理した後再利用した量
⑩自ら中間処理した後再利用した量



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑩の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。